平成27年

第4回市議会定例会 議案第8号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部 を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年函館市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

| 傷病補償年金 | 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金または被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金もしくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下単に「障害という。)およりによる障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金という。) | 0. | 7 3 |
|--------|---|----|-----|
| | 障害厚生年金等(当該補償の事由となつ た障害について障害基礎年金が支給され る場合を除く。) | 0. | 8 6 |

| | 障害基礎年金(当該補償の事由となつた 障害について障害厚生年金等または平成 24年一元化法附則第37条第1項に規 定する給付のうち障害共済年金(以下「 平成24年一元化法改正前国共済法によ る障害共済年金」という。)もしくは平 成24年一元化法附則第61条第1項に 規定する給付のうち障害共済年金(以下 「平成24年一元化法改正前地共済法に よる障害共済年金」という。)が支給さ れる場合を除く。) | 0. | 8 | 8 |
|--------|---|----|---|---|
| | 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。) | 0. | 7 | 5 |
| | 国民年金等改正法附則第78条第1項に 規定する年金たる保険給付のうち障害年 金(以下「旧厚生年金保険法による障害 年金」という。) | 0. | 7 | 5 |
| | 国民年金等改正法附則第32条第1項に 規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」と いう。) | 0. | 8 | 9 |
| 障害補償年金 | 障害厚生年金等および障害基礎年金 | 0. | 7 | 3 |
| | 障害厚生年金等(当該補償の事由となつ た障害について障害基礎年金が支給され る場合を除く。) | 0. | 8 | 3 |
| | 障害基礎年金(当該補償の事由となつた 障害について障害厚生年金等または平成 24年一元化法改正前国共済法による障 害共済年金もしくは平成24年一元化法 | | 8 | 8 |

| | 改正前地共済法による障害共済年金が支 給される場合を除く。) | |
|--------|--|------|
| | 旧船員保険法による障害年金 | 0.74 |
| | 旧厚生年金保険法による障害年金 | 0.74 |
| | 旧国民年金法による障害年金 | 0.89 |
| 遺族補償年金 | 厚生年金保険法による遺族厚生年金または平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金もしくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下単に「遺族厚生年金等」という。)および国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金で以下単に「遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金という。) | 0.80 |
| | 遺族厚生年金等(当該補償の事由となつ た死亡について遺族基礎年金が支給され る場合を除く。) | 0.84 |
| | 遺族基礎年金(当該補償の事由となつた 死亡について遺族厚生年金等または平成 24年一元化法附則第37条第1項に規 定する給付のうち遺族共済年金もしくは 平成24年一元化法附則第61条第1項 に規定する給付のうち遺族共済年金が支 給される場合を除く。)または国民年金 法による寡婦年金 | 0.88 |
| | 国民年金等改正法附則第87条第1項に 規定する年金たる保険給付のうち遺族年 金 | 0.80 |
| | 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 | 0.80 |

国民年金等改正法附則第32条第1項に 0.90 規定する年金たる給付のうち母子年金, 準母子年金, 遺児年金または寡婦年金

附則第5条第2項の表を次のように改める。

| 障害厚生年金等および障害基礎年金 | 0. | 7 3 |
|---|----|-----|
| 障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について 障害基礎年金が支給される場合を除く。) | 0. | 8 6 |
| 障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等または平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金もしくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。) | 0. | 8 8 |
| 旧船員保険法による障害年金 | 0. | 7 5 |
| 旧厚生年金保険法による障害年金 | 0. | 7 5 |
| 旧国民年金法による障害年金 | 0. | 8 9 |

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用 する。

(経過措置)

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例(以下「新条例」という。) 附則第5条の規定は、この条例の適 用の日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた年 金たる補償および休業補償ならびに適用日前に支給すべき事由の生じ た適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に 支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償および適 用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については, なお従前の例 による。

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を 改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」 という。)第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和 33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」とい う。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚 生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給 付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改 正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付 等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第345号)第8 条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36 条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共 済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平 成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法によ る職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)または平成 24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有す るものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等によ る旧職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規 定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とする ものをいう。)に係るものに限る。)または平成24年一元化法第3 条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第 152号。以下この項において「改正前地共済法」という。)による 職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法 等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金 制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長 期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号。 以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。)第 7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60 条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共

済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(改 正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをい う。)または平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定によ り読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によ りなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第 3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(改正前地共済法に よる職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るも のに限る。) の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法 第1条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和29年法律第115 号)による障害厚生年金もしくは遺族厚生年金,平成24年一元化法 附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公 務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法 等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)第5条の規定に よる改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公 務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害 共済年金もしくは遺族共済年金または平成24年一元化法附則第65 条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則 第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する 年金である給付のうち障害共済年金もしくは遺族共済年金の支給を受 けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しな 11,

4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償および休業補償は、新条例による年金たる補償および休業補償の内払とみなす。

(提案理由)

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い,年金たる補償等と他 の法令による給付との調整に関する規定を整備するため